

ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージについての検査方法（昭和 37 年 4 月 12 日農林省告示第 517 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 ～ 4 （略） 5 第二種検査方法 （1） 抽出の割合 4 の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が 5 に定めるところによることとなつたベーコン類等で同一の品種群（ベーコン類及びハム類又はプレスハム及びソーセージの別をいう。）に属し、 <u>十五日間</u> に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に一個のベーコン類等を試料として抽出する。 （2） （略） 6 （略）	1 ～ 4 （略） 5 第二種検査方法 （1） 抽出の割合 4 の規定により抽出の割合及び検査に係る格付の基準が 5 に定めるところによることとなつたベーコン類等で同一の品種群（ベーコン類及びハム類、プレスハム及びソーセージ又は <u>混合ソーセージ</u> の別をいう。）に属し、 <u>七日間</u> に製造されたものの製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に一個のベーコン類等を試料として抽出する。 （2） （略） 6 （略）